

「河川事業の評価手法に関する研究会」の設立について

1. 設立趣旨

河川事業の事業評価については、平成10年度より新規事業採択時評価及び事業中の再評価を実施し、平成15年度より事業完了後の事後評価を実施しているところであり、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

今般、これまでの事業評価の運用実績、新たな知見や最新データ、東日本大震災等昨今の河川事業を巡る社会情勢を踏まえ、河川事業の評価手法の充実に関する検討を行うものである。

2. 位置付け

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1において、「事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、学識経験者等から構成される委員会（以下「評価手法研究委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする」とされており、本研究会は、この「評価手法研究委員会」として位置づけられるものである。

※再評価及び事後評価においても、同様に、「事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする」（国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第5の1）、「事業種別ごとの事後評価の評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする」（国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領第5の1）とされている。

3. 検討スケジュール（当面の予定）

今年度中に3～4回程度開催予定